

「くじ引き」による落札者の決定方法について

開札の結果、落札者となるべき価格が同じ入札者が2者以上ある場合における「くじ引き」による落札（候補）者の決定方法は、下記のとおりとする。また、事後審査が伴う条件付き一般競争入札の場合は、審査順位を決定するものとする。

1. 電子入札による場合

(1) 電子くじの手順

- ①入札参加者は、入札時に「くじ番号（3桁）」を入力する。紙入札で参加の場合は、入札書に記載された「くじ番号」を開札時に契約検査室において電子入札システムに入力する。なお、紙入札において「くじ番号」の記載の無いものは「くじ番号」を「000」とする。
- ②くじ番号と入札書提出日時の秒（ミリ秒単位の下3桁を使用）の和を「確定番号」とする。「確定番号」が4桁になる場合は、下3桁を使用する。
- ③電子くじ対象者を入札書提出時間順に、「入札書提出順位」を0 から振る。
- ④紙入札が混在する場合は、紙入札の順位は、電子入札の順位の後に入札参加申請受付順に付加する。
- ⑤紙入札で参加の入札書提出日時は、契約検査室において電子入札システムに登録した日時とする。

(2) 落札（候補）者（審査順位）の決定

- ①下記の数式で得られた余りと、入札書提出順位の数値が一致した入札者が落札（候補）者となる。

【数式】 電子くじ対象者の「確定番号」の和 ÷ 対象者数

- ②審査順位は、残りの価格が同じ入札者（順位1位を除く）で上記方法により審査順位2位を決定する。それを繰り返し審査順位が決定する。
- ③審査順位をもって、落札（候補）者の順位とする。

(3) 電子くじの計算例

【例1】電子くじ対象者が3者の場合

電子くじ対象者	A建設	B建設	C建設
① くじ番号 (入札時に入力)	261	602	077
② 入札書提出日時	1月22日 13時 16分 35秒 642	1月22日 14時 26分 35秒 012	1月22日 16時 54分 10秒 962
③ 入札書提出日時のミリ秒	642	012	962
④ 確定番号(①+③)下3桁	903 (=261+642)	614 (=602+012)	039 (=077+962) ※和は 1039 である が下3桁(039)を使用。
⑤ 入札書提出順位 (②の早い者順)	0	1	2
⑥ ④の合算	903 + 614 + 039 = 1556		
⑦ ④の合算÷電子くじ対象者数	1556 ÷ 3 = 518 余り 2		
落札 (候補) 者	C建設		

【例2】電子くじ対象者が4者 (うち1者は紙入札) の場合

電子くじ対象者	A建設	B建設	C建設	D建設 (紙入札)
① くじ番号 (入札時に入力)	261	602	077	015
② 入札書提出日時	1月22日 13時 16分 35秒 642	1月22日 14時 26分 35秒 012	1月22日 16時 54分 10秒 962	1月23日 10時 36分 15秒 196 ※紙入札の場合、契 約検査室において 電子入札システム に登録した日時。
③ 入札書提出日時のミリ秒	642	012	962	196
④ 確定番号(①+③)下3桁	903 (=261+642)	614 (=602+012)	039 (=077+962) ※和は 1039 であ るが下3桁(039) を使用。	211 (=015+196)
⑤ 入札書提出順位 (②の早い者順)	0	1	2	3
⑥ ④の合算	903 + 614 + 039 + 211 = 1767			
⑦ ④の合算÷電子くじ対象者数	1767 ÷ 4 = 441 余り 3			
落札 (候補) 者	D建設			

2. 紙入札による場合

(1) くじを引く立会人の定め方

くじを引く立会人の定め方は次の表のとおりとし、開札立会人のうち1名がくじを引くものとする。

くじを引く立会人の定め方

落札者となるべき価格が同じ入札者の数	くじを引く立会人
偶数の場合	開札順（「入札参加申請書」の到着順をいう。以下同じ。）が早い方の立会人
奇数の場合	開札順が遅い方の立会人

(2) くじ引きの方法及び落札候補者の決定

①建設工事以外の入札

- ア 落札候補者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- イ 前記2.(1)に定める立会人が、アで付した番号を記した玉を抽選機に入れ、くじを引く。(抽選機を回して玉を出す。)
- ウ 抽選機から出た玉の番号の入札者が落札候補者となる。

②建設工事の入札

建設工事の入札においては、開札後に行う工事費内訳書の審査等において、落札候補者の入札が無効となる可能性があるため、原則として、次により、第3順位まで落札候補者を決定する。

- ア 落札候補者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- イ 前記2.(1)に定める立会人が、アで付した番号を記した玉を抽選機に入れ、くじを引く。(抽選機を回して玉を出す。)
- ウ 最初に抽選機から出た玉の番号の入札者を第1順位の落札候補者とする。
- エ 2番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第2順位の落札候補者とする。
- オ 3番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第3順位の落札候補者とする。

③落札者の決定

- ア 建設工事以外については、落札候補者を落札者とする。
- イ 建設工事については、第1順位の落札候補者を落札者とする。ただし、工事費内訳書の審査等で、第1順位の落札候補者（落札者）が契約締結日までに入札の無効又は契約の辞退があった場合は、第2順位の落札候補者を落札者とし、以下同

様に第2順位の落札候補者（落札者）が契約締結日までに入札の無効又は契約の
辞退があった場合は、第3順位の落札候補者を落札者とする。

（令和8年4月1日適用）